

発起人が未成年者の場合

1 親権者代理の場合（民法824）

未成年者Aが15歳未満の場合、意思能力未熟とすると、印鑑登録証明書の交付も受けられないので、親権者代理による処理をすることとなる。

なお、意思能力ありとして親権者同意による処理も可能。

(1) 紙定款の場合

(定款末尾記載)

発起人 A (押印不要)

発起人Aの法定代理人父兼発起人 B 押印

発起人Aの法定代理人母兼発起人 C 押印

(添付書類)

① BCの印鑑登録証明書（3か月以内）

② Aの戸籍謄本（BC記載）

③ Aの住民票（同居していない場合）

(2) 電子定款

(定款末尾記載)

発起人A、発起人B、発起人C

ABCの定款作成代理人 X 電子署名

(添付書類)

① ABCからXへの委任状

(委任状末尾記載)

発起人 A (押印不要)

発起人Aの法定代理人父兼発起人 B 押印

発起人Aの法定代理人母兼発起人 C 押印

② BCの印鑑登録証明書（3か月以内）

③ Aの戸籍謄本（BC記載）

④ Aの住民票（BCと同居していない場合）

2 親権者同意の場合（民法5）

未成年者が15歳以上の場合、意思能力ありとすると、印鑑登録証明書の交付も受けられるので、親権者同意の処理ができる。

なお、親権者代理による処理も可能。この場合、Aを設立時取締役とするときは、Aの同意書（民法824但書）が必要。

(1) 紙定款の場合

(定款末尾記載)

発起人 A 押印

発起人兼発起人Aの法定代理人父 B 押印

発起人兼発起人Aの法定代理人母 C 押印

(添付書類)

- ① ABCの印鑑登録証明書（3か月以内）
- ② Aの戸籍謄本（BC記載）
- ③ BCの同意書（定款に法定代理人父母の記名押印があれば不要。BCが記名押印していない場合は、同意書が必要。）

(2) 電子定款の場合（X作成代理人）

(定款末尾記載)

発起人A、発起人B、発起人C

ABCの定款作成代理人 X 電子署名

(添付書類)

- ① ABCからXへの委任状
(委任状末尾記載)
発起人 A 押印
発起人Aの法定代理人父兼発起人 B 押印
発起人Aの法定代理人母兼発起人 C 押印
- ② ABC印鑑登録証明書（3か月以内）
- ③ Aの戸籍謄本（BC記載）
- ④ BCの同意書（委任状に法定代理人父母の記名押印があれば不要。BCが記名押印していない場合は、同意書が必要。）